

千葉県水道局入札参加資格等審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県水道局入札参加資格等審査会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、審査会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の時点)

第2条 審査の時点は、審査を要する水道局の所管に係る業務委託等の施行決定前に行うものとする。

(審査会の運営)

第3条 業務委託等を発注する所管課等（以下「所管課等」という。）は、審査会へ付議する案件がある場合は、審査会付議依頼書（様式第1号）及び審査会調書（様式第2号）を水道局水道総務課（以下「水道総務課」という。）へ提出するものとする。

2 水道総務課は、所管課等が作成した審査会調書を取りまとめ、審査会開催通知書（様式第3号）により、各委員へ通知するものとする。ただし、要綱第5条第4項の規定による場合には、審査会書面開催通知書（様式第3号の2）により、各委員へ通知するものとする。

3 水道総務課は、審査が終了したときはその結果について委員長まで決裁し、水道局入札参加資格等審査会の審査結果通知書（様式第4号）により、所管課等に通知するものとする。

(業者の選定)

第4条 審査会は、随意契約及び指名競争入札における業者の選定に当たっては、原則として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の12第1項の規定に基づき資格者名簿に登載されている業者のうちから選定するものとする。

2 審査会は、市内業者育成の観点から市内業者の選定には特に考慮するものとする。ただし、その業務内容が技術的難易度の高い場合等により市内業者から選定できない場合は、資格者名簿に登載されている業者のうち、市内に支店又は営業所を有する準市内業者又は市外業者を選定できるものとする。

(業者の選定の特例)

第5条 審査会は、次に掲げる事項に該当する業務を実施するため特に必要と認めた場合は、前条の規定にかかわらず、資格者名簿に登載されていない業者を選定することができるものとする。

- (1) 特殊な技能技術を必要とする業務
- (2) 特殊な機器設備と密接な関係のある業務

(審査会の招集日)

第6条 審査会の招集日は、委員長の定める日とする。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。